



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年1月4日(水) 号外(第1号)

目次

ページ

**警察本部告示**

- 群馬県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する細則の一部を改正する告示(警務課)

2

**警察本部告示**

## ◎群馬県警察本部告示第1号

群馬県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する細則（令和3年群馬県警察本部告示第4号）の一部を次のように改正する。

令和5年1月4日

群馬県警察本部長 小笠原 和 美

別表の1の項中「第10条第1項」を「第9条（群馬県以外の都道府県に主たる営業所が所在する警備業者が、群馬県内で警備業務（内閣府令で定めるものを除く。）を行おうとするときの届出に限る。）、第10条第1項」に改め、同表の4の項中「及び第8条第1項」を「、第8条第1項及び第8条の5第1項」に改め、同表の7の項を同表の8の項とし、同表の6の項を同表の7の項とし、同表の5の項の次に次のように加える。

6 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）	第8条第1項
--------------------------------------	--------

## 附 則

この告示は、公布の日から施行する。